

計画改定のポイント

- 備蓄物資の充実  
北海道胆振東部地震や過去の災害の教訓、地域特性を踏まえた備蓄物資の数量や品目の充実
- 要配慮者等への対応の充実  
要介護高齢者、妊産婦、障がい者等の要配慮者、小児、女性、避難所以外の場所に滞在する被災者等への対応の充実
- 避難所における生活環境の充実  
北海道胆振東部地震の大規模停電を踏まえた寒さ対策や過去の災害の教訓を踏まえたトイレ対策、通信・情報対策など、生活環境の充実

■ 備蓄物資の充実

項目	これまで
整備方針	発災初期に必要不可欠となる備蓄物資を整備 ※発災後24時間程度を想定
	食糧のみ避難所以外の場所に滞在する被災者の分も整備
	25品目を整備
寒さ対策	寒さ対策として、高規格寝袋、毛布、移動式灯油ストーブを備蓄
照明・停電対策	停電対策として、可搬型発電機を備蓄 ※札幌市地域防災計画における第3次地震被害想定を基に整備

これから	ページ
流通備蓄が指定避難所（基幹）に到達するまでに必要不可欠となる備蓄物資を整備 ※発災後48時間程度を想定	13
食糧のほか紙おむつや生理用品等の生活必需品を避難所以外の場所に滞在する被災者の分も整備	13
35品目に増強 ※粥、レトルト食品、カセットコンロ、LEDランタン・投光器、衛生用品などを増強	13~15
・要介護高齢者及び妊産婦などに配布する箱型ダンボールベッド等を備蓄 ・移動式灯油ストーブを増強	13
大規模停電時の対策として、可搬型発電機を全ての指定避難所（基幹）に備蓄	14~15

■ 要配慮者等への対応の充実

項目	これまで
基本的な考え方	災害時要援護者に配慮 ※配慮の対象を区分していない
	市立小中学校については、校舎1階の指定場所を災害時要援護者用として優先的に提供

これから	ページ
要介護高齢者、障がい者、外国人、妊産婦等の要配慮者、小児、女性、性的マイノリティ、ペット同行避難者、避難所以外の場所に滞在する被災者に対し配慮 ※配慮の対象を区分する	16
要介護高齢者、障がい者及び妊産婦等は、避難所開設当初から特に配慮が必要な場合があることから、滞在スペース以外に福祉避難スペースを提供	16

■ 避難所における生活環境の充実

項目	これまで
寒さ対策	1階の部屋・教室などで暖をとることができる体制
トイレ対策	備蓄物資の簡易便座、排便収納袋、し尿処理剤、協定による仮設トイレの設置により対応
通信・情報対策	情報収集は既設テレビの活用や流通備蓄により対応
健康・衛生対策	感染症り患者を独立したスペースへ早期に隔離

これから	ページ
厳冬期は、滞在スペースでの避難生活が困難となることから、避難所の本来機能が休止（休校等）していることを前提として、状況に応じて居室（教室等）を利用	18
・避難所開設時にトイレ機能を優先的に確立 ・女性用トイレの比率を多くすることや障がい者専用トイレの設置などの配慮	18
・避難者が必要とする情報は、時間経過に伴い変化することから、必要性に即した情報を提供 ・要配慮者に対しては、日本語の能力や障がいの特性を考慮した多様な手段による情報提供	18~19
災害時には、健康課題が起りやすいため、保健師等による健康調査や健康相談及び医療提供体制の整備に努める	19

■ その他

● 災害対策基本法の改正を踏まえた避難場所等の分類・・・5ページ

● 避難所の開設、閉鎖・集約の基本的な考え方・・・21ページ